

令和7年3月12日  
九州地方整備局  
大分河川国道事務所

## にしまち 国道10号錦町地区電線共同溝(無電柱化)事業完成

○国土交通省大分河川国道事務所では、大分市の国道10号<sup>にしまち</sup>錦町地区において、無電柱化事業を推進してきました。

○このたび、下記の通り事業が完了いたしますので、お知らせいたします。

○無電柱化完了により歩行空間の安全性・快適性の確保と良好な景観形成等が期待できます。

(別紙-1, 2参照)

### 記

事業名 : 国道10号<sup>にしまち</sup>錦町地区電線共同溝事業

区間 : 大分市<sup>けんとかまち</sup>顕徳町三丁目交差点～<sup>にしまち</sup>錦町2丁目交差点間

延長 : 0.2km

完了予定 : 令和7年3月12日

(天候により変更する可能性があります。)

※無電柱化とは、道路事業(公共工事)と、電力・通信等の企業負担により、電線類を地中に移設し、電柱を無くす事業です。これにより、①道路の防災性能の向上、②通行空間の安全性・快適性の確保、③良好な景観形成等の効果が期待できます。

(別紙-3参照)

### 【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所

大分市西大道1-1-71 TEL:097-544-4167 (代表)

総括保全対策官 <sup>かきのき</sup>柿木 <sup>ふみひこ</sup>文彦

保全対策官 <sup>ひらやま</sup>平山 <sup>けんいち</sup>絹一

大分河川国道事務所 ホームページ

<https://www.qsr.mlit.go.jp/oita/>

X (旧ツイッター)

[https://x.com/mlit\\_oita](https://x.com/mlit_oita)

## ●錦町地区無電柱化事業の概要

1. 事業区間 : 大分県大分市錦町地先
2. 事業延長 : 0.4km(道路延長0.2km)
3. 事業期間 : 平成31年度～令和6年度
4. 入溝企業 : 九州電力送配電(株)、西日本電信電話(株)、(株)QTnet  
大分ケーブルテレコム(株)
5. 撤去電柱 : 13本

### 【事業の流れ】

|               |              |
|---------------|--------------|
| 平成31年度～令和 2年度 | 調査設計         |
| 令和 3年度～令和 5年度 | 電線共同溝本体工事    |
| 令和 5年度～令和 6年度 | 連系・引込管路工事    |
| 令和 6年度        | 電柱・電線撤去、舗装工事 |



整備前



整備後





●電柱撤去



## ●無電柱化の目的

「①防災」「②安全・快適」「③景観」の観点から無電柱化を推進

### ①道路の防災性能の向上



### ②通行空間の安全性・快適性の確保



### ③良好な景観形成

